

令和5年度第4四半期 苦情審査事案の概要

令和6年1月1日～3月31日

◆職員の自死事案に関する調査等について〈総務部〉

【申立事項】

申立人の子(北海道職員)が自宅アパートで自死し、その後、仕事上での悩みがあったこと、健康状態を職場の上司に伝えていること、遅刻や休むことが多くなっていたことを知った。その上、人事異動についても本人が望んでいない内示があり、本意ではない思いがあった様であった。

申立人は、子の仕事の様子、勤怠状況など知りたいと思い職場へ説明を求めたが、一部の職員への聞き取りことどもり、納得できるものではなかった。また、ハラスメントの有無など実態調査は行わないとの回答もあった。

その中、道の借り上げアパートが事故物件となったことで、支払い請求が来た。子が亡くなった上、突然支払いの連絡があった。なぜ、今になっての請求なのかと、精神的苦痛を感じている。

ハラスメントの有無、職場環境、上司の方の対応、メンタルヘルスケアに関する対応の調査、全職員の聞き取り結果、職員へ行われたアンケート結果の開示など、再調査および統合的な報告をお願いしたい。

また、職員のメンタルヘルスケアについての対処方法、管理者の教育システムの構築、道の借り上げ住宅に関する対応マニュアル等の構築など、遺族が心理的負担を負うことが少なくなる仕組み作りをお願いしたい。

【審査の結果等】—審査をすることができない(職員の自己の勤務条件)—

北海道苦情審査委員に関する条例第12条第1項ただし書きの規定により審査しない。

*北海道苦情審査委員に関する条例第12条第1項第6号該当

(理 由)

本件苦情申立ての趣旨は「職員の自己の勤務条件に関するとき」に該当し、行政内部の管理に関することは審査の対象とならない。

◆公文書の開示請求について〈教育委員会〉

【申立事項】

申立人は、北海道教育委員会(以下、「道教委」という。)に対し同一事案について2回開示請求を行い、1回目と2回目と異なった公文書を開示され、この件について苦情申立てを行い、その結果通知書を受理した。

それには、教育庁教職員局教職員課が発出した通知に基づき〇〇高校が公文書を修正したと主張しているが、その通知に「決裁後の過誤は修正しても良い」という記述は存在しない。

また、苦情審査委員の指摘通り、「やむを得ず修正する場合も、その経緯の詳細がわかるよう修正の履歴を記録する等の対応」は当然のことであり、「過誤があっても開示請求されたときだけ修正すれば良い」という手法は、公文書に対する信用を失墜させる行為であり、情報公開制度の趣旨に反している。

このように、〇〇高校による規定違反の黒塗りという行政処分および、それを擁護する道教委によって国民の知る権利を侵害されている。

これを是正するために今後の開示請求では、(A)ロックされた状態の修正前のデータ開示を要求する。もし(A)が無理ならば、(B)修正箇所を明示した開示を要求する。この(A)または(B)の要求について、〇〇高校および道教委への指導および確約をお願いしたい。

【審査の結果等】—審査をすることができない(苦情審査委員の行為)—

北海道苦情審査委員に関する条例第12条第1項ただし書きの規定により審査しない。

*北海道苦情審査委員に関する条例第12条第1項第7号該当

(理 由)

一度審査の対象とした苦情については、再度の審査は行わないものとされており、今回の申立ては審査の対象とならない。

なお、今後の開示請求への対応については、本苦情審査制度において取り扱うべきものではなく、実際の開示請求の結果を受けた段階で不服があれば、行政不服審査法に基づき審査請求を行い、同手続きにおいて審査すべきものとする。

◆住居手当の支給について〈教育委員会〉

【申立事項】

令和〇年4月7日まで北海道〇〇高等学校に勤務及び公宅に滞在し、人事異動により4月8日に公宅から現住所への引っ越しを行った際の4月分住居手当について未払いが発生しているのではないかと問い合わせたところ、「2日以降に新住居に入居する場合であっても、1日以前に転居前の住宅を退去し、1日から新住居を借り受け、家賃を支払う場合は、原則として16日までの間に新住居への入居が完了している場合に限り、1日を支給要件を具備した日として取り扱う」という内容により、4月分の住居手当について支払いが行われなかった。

4月1日に公宅を利用せず、ホテル等を利用し前任校に勤務した場合に発生する料金が、不経済であることは明らかであり、4月1日に前住居にいたことが原因で住居手当が発生しないことは不服であるため審査いただきたい。

【審査の結果等】— 審査をすることができない(職員の自己の勤務条件) —

北海道苦情審査委員に関する条例第12条第1項ただし書きの規定により審査しない。

*北海道苦情審査委員に関する条例第12条第1項第6号該当

(理由)

本件苦情申立ての趣旨は「職員の自己の勤務条件に関するとき」に該当し、行政内部の管理に関することは審査の対象とならない。

◆保健所の電話対応について〈保健福祉部〉

【申立事項】

〇〇保健所に、精神に関わる病院についてや、心の健康相談について電話で相談をしたが、耳障りの良い話しばかりではないと言われたり、電話を途中で切られたりした。面談の予約を取ろうとして折り返し電話を求めても電話が来なかった。

また、本庁の保健福祉部障がい者保健福祉課から、申立人宛に保健所から連絡するよう伝えてもらって、別の保健師と話したが会話が上手くいかず口論になり電話を切られた。

【審査の結果等】

(審査中)

◆精神保健に関する相談対応について〈保健福祉部〉

【申立事項】

北海道立精神保健福祉センターに、精神や心理的な事に関わる病院についてや、心の健康相談について電話で相談したが、専門員ではないと言われて対応してもらえなかった。

複数回相談したが同じ対応だったので、本庁の保健福祉部障がい者保健福祉課へ、その事について相談し、伝えておくとされたが、北海道立精神保健福祉センターからは返答がなかった。

【審査の結果等】

(審査中)

◆内部通報による調査について〈教育委員会〉

【申立事項】

申立人が勤務する北海道〇〇高等学校で、業務中の私語を多分に行っているにもかかわらず、時間外勤務を行っている職員が多数存在している。このことについて内部通報を行ったが、調査が行われることがなく、事務長への伝達のみであり、申立人は同職場で働く職員として私語を行っている職員と同じく評価されたり、住民からの不信感を向けられたりすることが払拭できないままとなった。

調査を行わなかった理由は、「過去の裁判の事例を踏まえると、今回通報のあった1時間に1分の私語は職務専念義務に違反するとまでは言えないと考えられる。また、私語の時間が労働時間に該当するか否かについても、通報された職員は使用者の指揮命令下に置かれていたものと評価することができ、勤務時間内における私語の時間を抽出して、これがなければ、時間外勤務は不要であったとして、時間外勤務から勤務時間内の私語の時間を控除することはできない。」と通知があった。

しかし、本件は離席していたり、上司の目の届かない場所で私語を行ったりと悪質性が高く、長期間にわたり公務に対する信用を著しく失墜させ、その職場を同じとする申立人の評価自体を下げかねない行為である。

以上の理由から、調査が行われなかったことが不当であると考えため審査していただきたい。

【審査の結果等】

(審査中)

◆小学校におけるいじめ重大事態に係る調査等について

【申立事項】

〇〇小学校に通学していた申立人の子が、いじめを受け不登校となり転校した。本事案に関し、〇〇小学校と教育委員会の不誠実で不適切な対応が続いている。このことを踏まえて、教育委員会ではなく、当該地方自治体の長(市町村長)に申し立てを希望する。

【審査の結果等】—制度対象外(道の機関の行為ではない)—

北海道苦情審査委員制度は、道の機関による業務の執行に関し審査を行うものであり、「道の機関」に市町村の機関は含まれていない。したがって、市町村の所管事項に関する本件苦情は、北海道苦情審査委員に関する条例第4条の規定により審査しない。

◆審査請求に対する虚偽の弁明書について〈教育委員会〉

【申立事項】

申立人は、北海道〇〇高等学校在学中に発生した申立人に対する事件やそれに付随する事柄の一切が記された文書に関して北海道教育委員会に対し公文書開示請求を行ったが、公文書の存在を明らかにしない決定通知が送付された。申立人はこの処分について行政不服審査請求を行ったが、それに対する弁明書には「開示もしくは非開示又は不存在を答えることで非開示情報を開示したのと同等の効果が生じると考えられ、本件公文書が存在しているかどうかを答えるだけで個人の情報を明らかにすることになり、当該個人の名誉が侵害されると認められる」と記載されていた。

申立人が開示を求めた文書の実態は、作成すべき文書を作成していなかったという事実と、当時文書が作成されていなかったのは問題である旨が記載された調査報告書等を軸とする一連の文書群である。

北海道教育委員会は極めて不当な理由で存否応答拒否の行政処分をしたことは明らかであり、当該弁明書は虚偽公文書作成等の罪に該当すると考える。

【審査の結果等】

(審査することが適当か申立ての内容を検討中)